

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2024年3月16日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第31条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第31条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅とWILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</p>	<p>3 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅とWILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</p>
<p><del>4 I Rいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅（大阪・近江塩津間については湖西線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合に限る。）とI Rいしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</del></p>	
<p><b>5</b> 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p>	<p><b>4</b> 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(割引の急行券の発売)</p> <p><b>第33条の2</b> 第31条第1項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、<del>旅客規則第57条の2の規定が適用となる</del>とき又は旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。</p>	<p>(中略)</p> <p>(割引の急行券の発売)</p> <p><b>第33条の2</b> 第31条第1項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。</p>
<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p><b>第35条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p><b>第35条</b> 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。</p>
<p>(中略)</p> <p>2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。</p> <p><del>3 第31条第4項の規定は、特別車両券の発売に準用する。</del></p> <p><u>4</u> 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p><u>5</u> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。</p> <p><u>3</u> 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。</p> <p>(中略)</p>

改正前	改正後
<p>(特別車両料金)</p> <p><b>第68条</b> 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第35条<b>第5項</b>の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p> <p>(403) IRいしかわ鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p> <p>(405)の2 のと鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p>	<p>(特別車両料金)</p> <p><b>第68条</b> 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第35条<b>第4項</b>の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金を併算した額とする。</p> <p>(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(402) あいの風とやま鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p> <p>(403) IRいしかわ鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p> <p>(405)の2 のと鉄道株式会社線 規則別表 (内容省略)</p> <p><b>(405の3) 株式会社ハピラインふくい線</b></p>

改正前	改正後
<p>(419)の2 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線 規則別表</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>規則別表</u></p> <p><u>(内容省略)</u></p> <p>(419)の2 WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）線 規則別表</p> <p>(以下略)</p>